

第4次坂戸市 子ども読書活動推進計画

(令和3年度～令和7年度)

～「すべての子どもたちに本への架け橋」を～



令和3年3月
坂戸市教育委員会

第4次坂戸市子ども読書活動推進計画目次

第1部 総論	…	3
第1章 計画策定の趣旨	…	3
1 子どもの読書活動に関する国および県の動き	…	3
2 坂戸市の動き	…	3
3 子どもの読書活動の意義	…	4
4 第三次計画期間における取組状況	…	4
(1) 家庭や地域における取組	…	4
(2) 図書館における取組	…	5
(3) 小・中学校における取組	…	5
第2章 計画の基本的な考え方	…	6
1 計画の性格	…	6
2 計画の目標	…	7
3 計画の期間	…	7
第2部 各論	…	8
第1章 家庭・地域、学校等における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	…	8
1 家庭における推進	…	8
2 地域における推進	…	9
(1) 図書館における推進	…	9
(2) 公民館、児童センター、その他施設における推進	…	10
3 学校等における推進	…	11
(1) 保育園や幼稚園における推進	…	11
(2) 小・中学校における推進	…	12
4 地域、学校等の連携・協力	…	14
第2章 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	…	15
1 図書館の整備・充実	…	15
(1) 図書資料の整備・充実	…	15
(2) 設備等の整備・充実	…	16
(3) 職員の充実	…	16
(4) 読書活動に支援の必要な子どもたちのための諸条件の整備	…	16
2 学校図書館の整備・充実	…	18
(1) 図書資料の整備・充実	…	18

(2) 設備等の整備・充実	… 19
(3) 学校図書館担当教諭等の充実	… 19
(4) 読書活動に支援の必要な子どもたちのための 諸条件の整備	… 20
第3章 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	… 21
1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報	… 21
2 優良な図書の普及	… 22
第4章 子どもが読書に親しむための推進体制の整備	… 22
第3部 資料	… 24
1 坂戸市子ども読書活動推進計画の体系	… 24

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨

1 子どもの読書活動に関する国および県の動き

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものとし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、そのための環境整備を社会全体で積極的に推進していくことが極めて重要です。

しかし、近年では子どもを取り巻く社会環境が急激に変化しています。スマートフォンやSNS等の普及で、子どもたちの読書時間は減少し、読書離れが問題となっています。また電子書籍などデジタルコンテンツの普及に見られるように、読書のあり方が多様になってきています。

子どもたちに本の魅力を伝え、自主的に読書を楽しむ環境を整えるためには、家庭、地域、学校等が本計画で示すような取組を進め、それぞれの役割を果たしながら、子どもの読書活動への理解や関心を高め子ども自身と子どもに関わる大人たちへの働きかけが大切です。

国は平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、4月23日を「子ども読書の日」と決めました。さらに平成14年8月には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次）を策定し、平成30年4月には第四次計画が策定されました。この計画では、子どもたちの発達段階に応じた取組により読書習慣の形成を図るとともに、友人同士で行う読書を通じ読書への関心を高めることを目標にしています。

一方、埼玉県でも、平成16年3月には「埼玉県子ども読書活動推進計画」が策定され、平成31年3月に第四次計画が策定されました。この計画では家庭、地域、学校による取組を通じて、子どもたちが自ら読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身につけ、子どもの読書活動が一層活発になることを目指しています。

2 坂戸市の動き

本市においても国・県の法律や計画を受け、子どもの読書活動の推進を図るため、家庭をはじめ、保育園や幼稚園、小・中学校、児童センター、図書館その他施設が持つ資料や機能を活かし、相互に協力しながら、すべての子

子どもがあらゆる機会と場において、本に興味、関心を持ち、読書活動を行うことができるよう、平成18年に「坂戸市子ども読書活動推進計画」(第一次)を策定しました。平成28年には「第三次坂戸市子ども読書活動推進計画(平成28年度～平成32年度)」を策定し、地域における種々の施策を行ってきました。しかしながら、第三次計画の始期以降、GIGAスクールをはじめとするICTの活用、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図りながらの読書活動の推進など、新たに認識された課題に加え、子どもの読書活動を取り巻く現状を踏まえた課題解決のための実効性ある体制の構築など、取り組むべき事項が増加しています。

そこで、これらの課題への対応や取り組むべき事項を含め、本市の子ども読書活動を更に推進するため、第三次計画の最終年度である令和2年度に、第4次坂戸市子ども読書活動推進計画を策定することとしました。

3 子どもの読書活動の意義

読書により、子どもたちは、広い世界を知り、発見や感動を体験し、自ら考える習慣や豊かな感性、思いやりの心が身に付くほか、語彙量の増大や文章を書く力などの向上が期待できます。これらは、より高度な教育に進むための基礎学力を高めるという面で、生涯にわたり大変重要で意義のあることです。

このように、子どもたちが本との出会いを体験し、人生において本と長く親しんでいくためには、子どもの発達段階に応じた支援が必要であり、自ら進んで読書活動に取り組めるよう、社会全体でこれを支え、環境の整備に努めていくことが求められます。

4 第三次計画期間における取組状況

(1) 家庭や地域における取組

家庭で保護者から絵本を読んでもらうなど、子どもが大人とともに本に親しむ機会をもつことは大切です。そこで、図書館では、家庭において子どもが読書に親しむための情報提供や、子どもが本とふれあうことのできる環境づくりに努めてきました。

乳幼児の時期から絵本に触れることの大切さを保護者に知ってもらうため、市民健康センターで行っている10か月児健診時の赤ちゃん絵本広場では、職員が絵本の読み聞かせをし、ブックリストを手渡しています。また3歳児健診時に3～5歳対象のブックリストを配布してもらい、読み聞かせに役立つ情報提供も行っています。

さらに、図書館で実施している保育園、幼稚園の園児のお楽しみ会ではおはなし会終了後に、一人一冊、本を借りる体験をするなど、気軽に本を手にとることができるような取り組みをしました。

（２）図書館における取組

子どもの読書活動を推進するためには、豊富で多彩な図書資料を保有し、長く読み継がれているような基本的な図書は、常時利用できる状態に保つことが大切です。児童書の選定や収集に力を入れ、新刊図書の購入を進めるとともに、読み継がれてきた絵本や傷みのはげしい児童書は買い替えをするなど蔵書の充実に努めました。

また、読書離れが進む十代を対象にティーンズ文庫コーナーを設置し、図書館利用の促進につなげるとともに、ティーンズ向けの展示を計画的に実施し啓発に努めました。その他、ボランティアと連携・協力し乳幼児に向けた読み聞かせや手遊び等を行う「ちいさい子のおはなし会」や親子で参加できる「おはなし玉手箱」、「夜のおはなし会」、土日には絵本コーナーで「おはなし広場」等の行事も行っています。

学校との連携として、調べ学習用図書の貸出しや、図書館職員が学校に出向き実施する読書教室・読書朝会、中学生のチャレンジ事業（職場体験）、高校生・大学生のインターンシップの受入れ等を行っています。

（３）小・中学校における取組

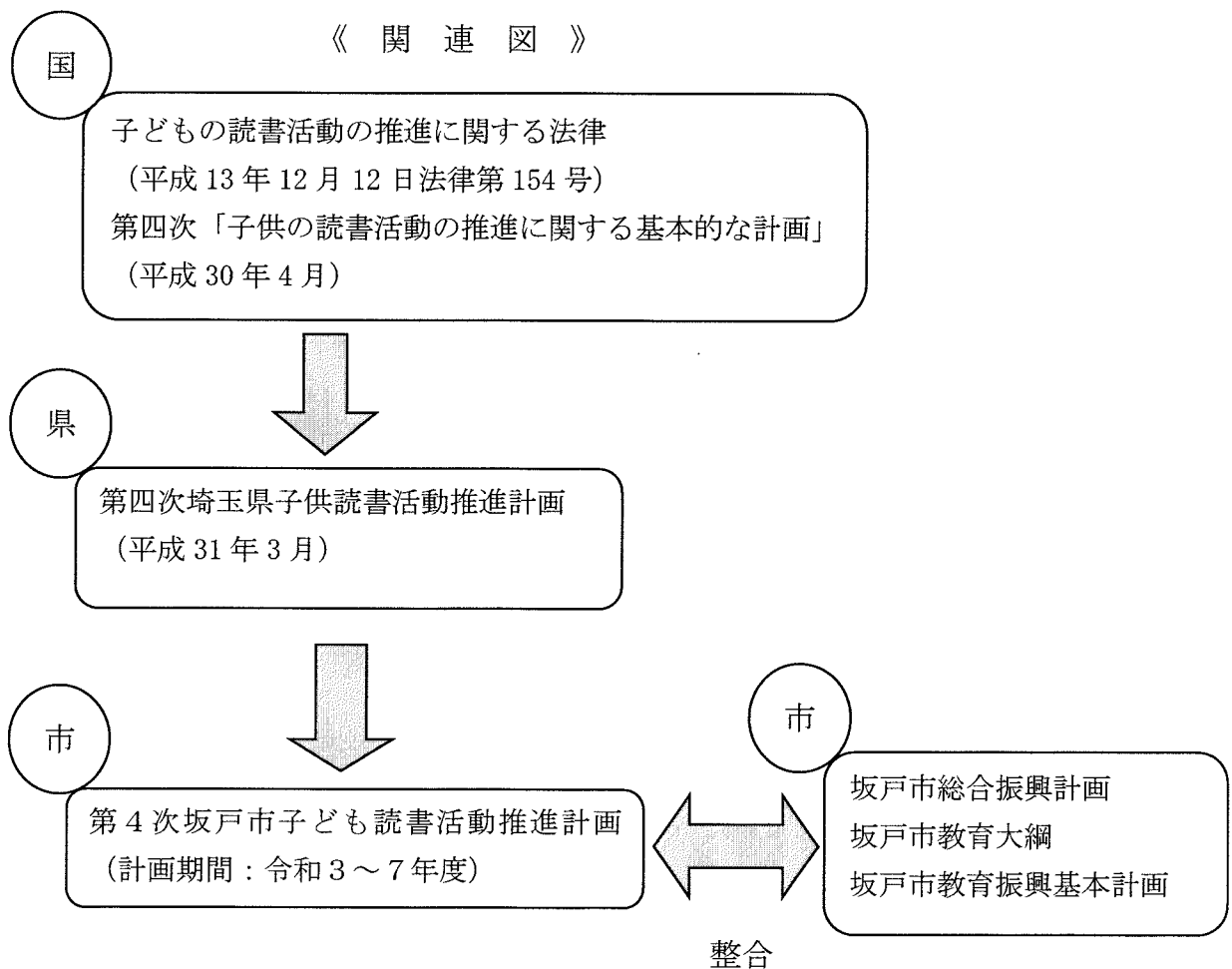
読書習慣の確立にむけて、小・中学校での「朝の読書」や図書室での「読書時間」により読書の時間の確保をしています。この「朝の読書」に対応できるように、図書館から団体貸出された本を活用しながら学級文庫の充実を図り、児童・生徒に提供しています。また、学校図書館に学校読書活動支援員を配置し、学校図書館の読書環境の整備を図っています。学校には、地域、保護者のボランティアもあり、それぞれの特性を活かし本の修理や読み聞かせなど様々な活動をしながら学校図書館を支えています。

さらに図書主任会議や学校読書活動支援員との情報交換や研修を継続的に行うことで、調べ学習用図書の需要も高まり、学校と図書館の連携が深められています。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の性格

- (1) 本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく計画であり、本市における今後5年間の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取り組みの体系を示すものです。
- (2) 本計画は国計画及び県計画に沿い、本市における子どもの読書活動の状況を踏まえて策定するものです。本計画における「子ども」の定義は「おおむね18歳までの者」とします。
- (3) 本計画は坂戸市総合振興計画、坂戸市教育大綱、坂戸市教育振興基本計画及びその他の関連する計画との整合性を図ります。
- (4) 本計画による取り組みは、各年度の予算や個別の事業計画などの中で具体化していきます。



2 計画の目標

(1) 家庭、地域、学校等における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもの読書習慣は、日常生活の中で身についていくものであり、家庭での読書が身近なものとなるよう子どもを取り巻く保護者等の大人へ向けての読書啓発は大変重要です。そのため保護者を対象とした読み聞かせ講座の開催や、おはなし会を行うなど読書に親しむ機会の提供と充実を図ります。

また、子どもが本と出会う機会をより多く提供するとともに、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進します。

(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

子どもが読書に親しむために図書館からの団体貸出(※1)や配本(※2)を活用し、保育園、幼稚園や児童センター、公民館等、子どもの身近な場所で気軽に本を手にとることができるよう読書環境の整備・充実に努めます。

(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

保護者、学校の教職員や施設の職員などに対し、子どもの読書活動の価値や重要性について理解と関心を深めてもらうための啓発・広報を図ります。

(4) 子どもの読書に親しむための推進体制の整備

計画の推進を実効性のあるものとするため、子どもの読書に係る関係機関や家庭、ボランティアなどが相互に連携・協力し、その進捗状況の把握や見直し、改善など進行管理のための体制を整え社会全体で子どもの読書活動の充実に努めます。

※1 団体貸出：団体利用者に対して図書館資料を貸出すこと

※2 配本：図書館のサービスポイントとして指定した公共施設に図書館資料を貸出すこと

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

- エ 幼児から小学生のいる家庭に、家族でおはなし会等の行事への参加を促進します。
- オ 中学・高校生の時期には、読書に対する関心が低下しないよう、読書の時間の確保について啓発します。
- カ 市が行う様々な子育て支援事業の機会に、子どもの読書や絵本についての啓発や相談に応じるほか、子育て支援課などとその取り組みを支援します。
- キ 青少年の読書活動推進や、公民館事業等の中で子どもの読書活動に関連するものに対し、その取り組みを支援します。
- ク 市内の中学・高校生や大学生に対し、図書館や学校、保育園での読み聞かせなどのボランティア活動を奨励します。
- ケ 家庭における読書活動の支援のために、新刊や季節の本の案内、子どもの趣味や年齢等に応じた読書に関する相談サービスを充実します。

2 地域における推進

(1) 図書館における推進

【現状と課題】

図書館は、子どもたちばかりでなく、保護者にとっても子どもに与えたい本を選んだり、子どもと一緒に読書したりすることのできる場です。

本市の図書館は、中央図書館、勝呂分館、大家分館そして城山公民館図書室があり、児童書の蔵書数は102,098冊で、蔵書冊数全体に占める児童書の割合は31.8%となっています。(令和3年3月31日現在)

市立図書館では読み聞かせやブックトーク(本の紹介)などの実施、子どもに薦めたい本の展示など様々な取組を行っております。図書館は、子どもに対するサービスの方針や運営計画を明確にし、それらに基づいて児童図書の選書・収集・提供や必要なスペースの確保、各種行事の実施、ボランティアの育成などを図っていくことが求められます。

【施策の方向】

図書館は学校と並んで、子どもの読書活動推進の中核的な役割を担っています。

子ども(図書館利用に障害のある子どもや外国語を母語とする子どもなどを含む)への絵本・図書の提供や読書相談、おはなし会や映画会などのサービスを、関係機関などと連携・協力を図りながら充実させていきます。

また、おはなし会は、著作権に配慮した、オンライン配信など新しい生活

様式に沿った活動の方法を検討します。

さらに、子どもの読書活動について理解と関心を深めるための広報・啓発活動を進めていきます。

【具体的な施策】

- ア ボランティアと連携・協力して、おはなし会や映画会などの児童サービスの充実に努めます。
- イ 総合的な学習の時間や調べ学習を支援するため、児童・生徒向けのレファレンスを充実し、本を通じて自ら学習する心を育成します。
- ウ 本や物語への興味を引き出す入口として、演劇公演などの事業を企画実施します。
- エ 障害や外国語を母語とするなどの理由により、図書館利用に障害のある子どもやその保護者へのサービス充実に努めます。
- オ 研修等を通じ、図書館職員のスキル向上を図るほか、児童・青少年サービスの知識・技術を持つボランティアの育成・活用を図ります。
- カ 学校が行う読書教室・読書朝会や保育園、幼稚園が行うおはなし会等に職員を派遣し、学校等における読書活動を支援します。
- キ 保育園、児童センターなどの職員に対し、講習会などを通じ、図書室の運営や読み聞かせ、ストーリーテリング（※3）などの技術向上を支援します。
- ク 読書活動推進のために活動する地域ボランティアの発掘・育成に努めます。
- ケ 除籍した図書や雑誌を、リサイクル資料として広く市民に提供し、家庭での読書機会の拡大につなげます。
- コ 子どもやあらゆる世代にとって、より利用しやすい図書館となるよう、社会情勢や利用者の声に常に耳を傾けます。

※3 ストーリーテリング：お話（物語）を覚えて子どもたちに語って聞かせること。
「お話」、「すばなし（素話）」ともいいます。幼児でも物語を楽しむことができ、読書への導入手段としても用いられます。

（2）公民館、児童センター、その他施設における推進

【現状と課題】

子どもの読書活動は家庭や図書館だけではなく、地域の公民館、児童センターなどにおいても行われています。子どもが生涯にわたる読書習慣を身につけるためには、様々な機会を通して本に触れ、親しんでいくことが大切で

す。

本市には公民館が8館、入西地域交流センター、児童センターが4館、学童クラブが14か所あり、親子向けのつどいの広場も2か所あります。

公民館と入西地域交流センターには、市民の学習活動の拠点として、多様な市民ニーズや地域に根ざした課題に対応する事業を計画的に展開することが求められています。しかし、読書活動を推進するため事業の導入が十分とはいえない現状にあります。

児童センターや学童クラブについても施設内に図書コーナーを設けています。児童センターや一部の学童クラブでは読み聞かせ等も実施していますが、必ずしも十分とはいえない現状にあります。

つどいの広場については、定期的にボランティアと連携・協力し、親子で本に親しむ事業が行われています。

【施策の方向】

公民館等（以下、入西地域交流センター含む）、児童センター、学童クラブにおいては、子どもたちの読書意欲に応えるため、家庭や地域のボランティアと連携・協力し、図書館の団体貸出制度の活用やボランティアを派遣して読み聞かせを実施する等、読書活動の機会の拡充に努めます。

【具体的な施策】

- ア 公民館等、児童センター、学童クラブにおいては、図書館の団体貸出や配本などを活用して、蔵書の充実に努めます。
- イ 各施設が行う乳幼児、児童・生徒対象の事業に、地域のボランティアと連携・協力し、読み聞かせやストーリーテリングなどの導入に努めるとともに、おはなし会の充実に努めます。
- ウ 図書館と連携・協力しながら、読み聞かせの大切さを伝えるとともに、図書の紹介などを行い、読書活動の推進に努めます。
- エ つどいの広場において行うおはなし会（おはなし本棚）を通じ、乳幼児期の親子が本に親しむ機会の拡充について支援します。

3 学校等における推進

（1）保育園や幼稚園における推進

【現状と課題】

保育園では、年齢に応じて絵本の読み聞かせや紙芝居などを取り入れた保育、家庭への絵本の貸出しなどを行っており、幼稚園においても絵本や紙芝

居の読み聞かせを行ったり、絵本コーナーを設置したりして、日常的な保育の中で本に親しめる取り組みをしています。

乳幼児期に好奇心や探求心を高め、乳幼児にふさわしい感受性や知的発達を促すため、子どもが絵本や図鑑などに身近に触れられることが大切です。子どもは個性の違いはあるものの、絵本が好きであり、その気持ちを育み、家庭生活でも幼児が本に親しめるようにするため、園による保護者への積極的な指導・支援が必要です。

【施策の方向】

保育園・幼稚園において、子どもの年齢、発達に見合った絵本を与え、本への興味や関心を高める機会づくりを行い、絵本を介して子どもと触れあい、読み手の声やぬくもりを通じて豊かな心を育てます。

また、家庭生活でも乳幼児が本に親しめるようにするため、園による保護者への積極的な指導・支援活動に努めます。

【具体的な施策】

- ア 日々の保育の中で、読み聞かせ等、絵本や物語に触れる機会を充実させるとともに、家庭生活でも乳幼児が本に親しめるような環境となるよう整備していきます。
- イ 図書館や地域のボランティアと連携・協力し、絵本の読み聞かせやストーリーテリングなどおはなし会の充実に努めます。
- ウ 保護者会、園・クラスだより、連絡帳などで、園児の好む本や読ませたい本を紹介していきます。また、読み聞かせを通じた親子の触れあいの大切さを伝えていきます。
- エ 絵本コーナーを充実させ、園児および保護者への貸出しを広げていきます。
- オ 障害のある子どもに対し、本を介して触れあいながら読書への興味を養い、発達を図ります。

(2) 小・中学校における推進

【現状と課題】

学校における読書活動は、国語科に加え、平成14年度から始まった「総合的な学習の時間」での、児童・生徒の調べ学習を重視する形での取り組みが行われています。小学校の調べ学習については、平成26年度から図書館において開催される「図書館を使った調べる学習コンクール」に参加し調べ学習への興味関心や技術を高められるよう取り組んでいます。

そのほかにも各小・中学校では朝の読書などによる読書時間の確保、学校ボランティアによる読み聞かせやブックトーク、課題図書の設定などによる読書指導を年間を通して計画的に実施しています。

学校図書館の果たす役割は、学習活動のための図書や資料などを備えて学校の教育活動の展開に寄与するとともに、児童・生徒の健全な教養を育成する上でも極めて大きいものです。

【施策の方向】

小・中学校においては、子どもたちが様々な本と出会い読書の楽しさを体験できるように、読書指導の目標を設定し、家庭や地域と連携・協力して目標に向けた取り組みを進めます。

さらに、学校図書館担当教諭や学校読書活動支援員を中心に、学校図書館の利用拡大や読書活動の推進に努めます。

また、障害のある子どもには、障害の種類や程度に応じた読書指導を進めていきます。

【具体的な施策】

- ア 学校図書館では、利用案内を行うほか、学校ごとの推薦図書や優良図書を紹介するなどして利用拡大を図ります。
- イ 読書感想文コンクールへの参加の奨励や、秋の読書週間の読書教室・読書朝会、読書まつりなど各学校において多様な読書活動を進めていきます。
- ウ 全校一斉の読書活動は子どもたちが読書習慣を身につけ、読解力を高める上で有効なため、今後も継続して実施していきます。
- エ 学校だよりや推薦図書リストの配布、保護者対象の講演会の開催などを通して、保護者の読書への関心と理解が深まるように働きかけます。
- オ 学校図書館担当教諭やその他の教職員、学校読書活動支援員を対象として、学校図書館の運営や、読書指導の実技等に関するスキルの向上を図ります。
- カ 障害のある子どもには、発達に資するため、障害の種類や程度に応じた図書の提供などを通し、本に親しむ取り組みを行います。
- キ 図書館を使った調べる学習コンクールおよび支援講座への参加を通して、調べ学習に対する関心や技術向上を図ります。

4 地域、学校等の連携・協力

【現状と課題】

図書館からの団体貸出は、保育園、幼稚園、小・中学校などに広く利用されていますが、学校等の教育活動により、希望する図書が重なることがあり、要望に応えきれないことが課題として残ります。

また、図書館では小・中学校が実施する読書週間関連事業に、職員やボランティアを派遣し、読書朝会でのストーリーテリングや、読書教室でのブックトークなどを行っています。

一方、市内には子どもの読書活動推進を支援する地域ボランティアが数多く存在し、幼稚園や小学校における読み聞かせや、学校図書館の図書整理など環境整備の活動を行っているところもあります。

川越市・鶴ヶ島市・川島町・毛呂山町・越生町・坂戸市では、連携して市・町立図書館の広域利用を進めています。

また、この広域協定と同じく東松山市・鳩山町・日高市との相互利用協定、さらに、大学図書館（城西大学水田記念図書館、大東文化大学東松山図書館）との利用協定により図書資料の閲覧が可能となるなど本市と隣接する全ての市・町立図書館や大学図書館の利用が可能となっています。

【施策の方向】

引き続き小・中学校や地域の公民館等、児童センター、さらに保護者や地域ボランティアとさまざまな形での連携・協力を推進するとともに、隣接する全ての市・町立図書館や大学図書館、高等学校、県立坂戸ろう学園との連携・協力を努めます。

【具体的な施策】

- ア 小・中学校への団体貸出や読書教室への職員派遣、学校図書主任会議への関わりなど、図書館と学校の連携・協力を進めます。
- イ 学校教諭や幼稚園教諭、保育士、学童保育指導員等の研修会に際し、図書館が協力します。
- ウ 保護者・地域ボランティアの活動について支援します。
- エ 大学図書館の地域連携協力図書館として、相互連携を推進します。
- オ 市内の高等学校等との連携・協力に取り組みます。

第2章 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

1 図書館の整備・充実

(1) 図書資料の整備・充実

【現状と課題】

子どもの読書活動を推進するためには、豊富で多彩な図書資料の計画的な整備が必要です。長く読み継がれているような基本的な図書は、常時利用できる状態に保つことが求められます。児童書の購入に際しては、新刊書ばかりでなく、既刊書も購入するなど子どもの読書傾向に幅広く対応していく必要があります。

また、総合的な学習の時間をはじめ調べ学習が盛んになる中で、坂戸市の自然・歴史・文化財など広い分野が興味の対象になってきていますが、郷土資料の現状は大人向けに出版されたものがほとんどであるため、小学生にも利用しやすい郷土資料の整備が課題となっています。

【施策の方向】

児童書の購入にあたっては、引き続き計画的に進めます。またその際は、各年代別に幅広い収集と的確な選書に努めます。

このほか、郷土資料については、児童向けの資料の収集・整備にも配慮します。

【具体的な施策】

- ア 子どもの興味に応える、豊富で多彩な図書資料を計画的に整備します。
- イ 新刊書に加え、既刊書の購入も進めます。
- ウ 郷土資料のうち、児童向け資料の充実に努めます。
- エ 図書の展示などを通じて、本と出会う機会を拡充します。
- オ 電子書籍の購入を計画的に進めます。

(2) 設備等の整備・充実

【現状と課題】

中央図書館に設置されている児童コーナーには、親子が座って紙芝居などを見ることができるエリアもあります。しかし、施設は建築後36年が経過し、老朽化に加え本を読む場所の不足など、時代の変化に対応しきれていな

い面がでています。

【施策の方向】

子どもが明るい雰囲気ですぐと本を読むことができるよう、児童コーナーをはじめ施設の整備充実に努めます。また、施設の経年を考慮した、計画的な改修、修繕を実施します。

【具体的な施策】

- ア 子どもの興味を引き出す新着コーナーやテーマ別の展示を行います。
- イ 児童コーナーを充実させ、明るい雰囲気ですぐ利用しやすいものとします。
- ウ 計画的な改修、修繕により、安全で快適な施設を維持していきます。

(3) 職員の充実

【現状と課題】

図書館の職員は、図書の選書・収集・提供、利用者からの読書相談、子ども読書活動に対する指導など、極めて重要な役割を果たしています。図書資料の充実に加え、専門的な知識・技術を持つ司書職員の適切な配置や育成を図っていく必要があります。

【施策の方向】

司書職員の適正配置を進めるほか、職員研修を充実し、配置された職員のスキルの底上げを図ります。司書の専門的な知識・技術を習得し、読書相談・行事運営等に活かします。

【具体的な施策】

- ア 司書の適切な配置に努めるとともに、研修等により職員のスキルの向上を図ります。
- イ 子どもや保護者の読書相談をはじめ、行事運営やブックリスト等の作成などに司書の知識技能を活かします。

(4) 読書活動に支援の必要な子どもたちのための諸条件の整備

【現状と課題】

子ども読書活動の推進には、すべての子どもたちが本に親しめる環境を整備していく必要があります。障害のある子どもたちや日本語の理解が難しい子どもたちなどに対する読書環境の整備が必要です。

令和元年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」では、視覚障害、発達障害、肢体不自由などの障害によって読書の困難な人々の読書環境を整備することを目指し、利用しやすいメディア（点字図書、拡大図書、電子書籍等）の充実と円滑な利用のための支援がおこなわれるよう、図書館が必要な施策を講ずるものとしています。中央図書館では、令和元年6月より活字による読書が困難な方を対象にした、読書サポートコーナーを開設しました。また、令和3年1月には音声読み上げ機能や文字の拡大機能のある電子書籍の貸出しを開始しました。

さらに資料の充実を進めるとともに、利用の拡大について障害のある子どもたちが通う学校との連携も充実させていく必要があります。

また、今後は読書バリアフリー法の第8条に基づき、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を策定していきます。

車椅子の利用に関しては、段差解消はすいぶん進んでいますが、書架間隔の拡張、低書架の配置などさらに利用しやすい環境づくりが必要です。

聴覚障害者（児）に関しては、現在筆談が主なコミュニケーション手段となっていますが、手話による対応が望ましいところです。

外国語を母語とする子どもたちのために、外国語の資料の充実に努める必要があります。また、やさしい日本語で書かれた案内を活用するなど利用しやすい図書館づくりの広報も必要です。

【施策の方向】

誰もが本に親しめる環境づくりのため、ユニバーサルデザインに基づく施設改善に引き続き務めるほか、図書館が行う障害者サービスの充実と様々な理由により子ども読書活動が困難な子どもの支援を図ります。

読書活動の推進に協調して取り組むため、学校等の教育機関との連携にも配慮します。

【具体的な施策】

- ア 視覚障害者（児）向けに、音訳やデイジー資料（※4）、LLブック（※5）、バリアフリー絵本（※6）の作成など資料の充実を図ります。
- イ 点字図書館などとの相互貸借（※7）を活用し、利用の拡充を図ります。
- ウ 肢体不自由者（児）向けには、ユニバーサルデザインに基づき、段差解消など、車椅子をはじめ誰もが利用しやすい施設づくりに引き続き取り組みます。
- エ 体が不自由で図書館まで来館できない子どもに対し、図書や音訳資料などの郵送サービスを行います。また、宅配サービスの実施を検討し

ていきます。

- オ 聴覚障害者（児）向けには、手話によるコミュニケーションが可能となるよう、研修などを通じ手話の習得に努めます。
- カ 読書活動の推進に協調して取り組むため、県立坂戸ろう学園との連携・協力を進めます。
- キ 障害児の周囲にいる大人たちへの資料の紹介やサービスの周知のため、学校図書館等への広報に努めます。
- ク 日本語以外の母国語を持つ子どもたちのために、外国語資料の充実に努めます。

- ※4 デイジー資料：カセットテープなどのアナログデータに比べて、編集がしやすく、検索が容易で、音質が劣化せず、インターネットを通じて配信することもできるなど利便性が高い資料。
- ※5 L1ブック：やさしく読みやすい本。
- ※6 バリアフリー絵本：点字絵本、さわる絵本、布の絵本など障害のある子どもたちのために作られている絵本。
- ※7 相互貸借：図書館相互で資料の貸借をすること。

2 学校図書館の整備・充実

（1）図書資料の整備・充実

【現状と課題】

学校図書館は児童・生徒にとって一番身近な図書館です。学校図書館は豊かな心を育む読書の実場としての機能と、自主的・主体的な学習活動を支援する学習情報の場としての機能があります。各校それぞれの特色を生かした運営をしています。また学校図書館システムの導入に伴い蔵書管理や利用状況の把握ができるようになりました。

【施策の方向】

「学校図書館ガイドライン」（※8）に基づき、図書資料の整備・充実に当たっては、各学年別に幅広い収集と的確な選書に努めます。

【具体的な施策】

- ア 「学校図書館図書標準」（※9）を満たしていない学校については、早期充足をめざし、図書資料の計画的な整備・充実に努めます。
- イ 新刊書に加え、古くなった既刊書の買い替え等も進めます。

- ※8 学校図書館ガイドライン：平成28年（文部科学省）に学校図書館運営上の重要な事項について、その望ましい在り方を示したもの。
- ※9 学校図書館図書標準：平成5年3月に文部省（当時）が公立の義務教育諸学校において、学校図書館の整備を図る際の目標として設定したもの。

（2）設備等の整備・充実

【現状と課題】

学校図書館が子どもたちにとって「心のオアシス」になるよう、読書に適した好ましい環境を提供していく必要があります。各小・中学校では学校図書館担当教諭や学校読書活動支援員が中心となり運営が行われていますが、学校施設の一部であるため抜本的な改善となると、校舎改修の時期に合わせて行うため、現状の中でできる努力が必要となっています。

【施策の方向】

学校図書館の設備等の充実を進め、児童・生徒が利用しやすい環境づくりに努めます。

児童・生徒の利用拡大と保有資料の有効活用に資するため、学校図書館システムを活用した運営を推進します。

【具体的な施策】

- ア 学校図書館の設備等の整備・充実を引き続き進めます。
- イ 学校図書館システムの効果的な運用を図ります。

（3）学校図書館担当教諭等の充実

【現状と課題】

学校図書館運営の中心的役割を担う学校図書館担当教諭のほか、司書教諭（※10）が配置されています。また、平成20年度から小学校に、平成26年度からは中学校に学校読書活動支援員が配置されるなど、子どもの読書推進に向け、機能の整備・充実が図られています。

【施策の方向】

子どもの読書活動を推進するためには、共通認識のもと一体的に取り組むことが求められます。このため学校内の意識醸成に努めるほか、学校図書館担当等教諭等（司書教諭・学校読書活動支援員含む）の資質向上を図ります。

また、学校図書館担当教諭等の適正配置を進め、学校図書館が十分機能を果たすよう努めます。

【具体的な施策】

- ア 学校図書館担当職員を中心とし、校内の意識醸成を進めるとともに、推進体制づくりに努めます。
- イ 学校読書活動支援員の適正配置により、児童・生徒の学校図書館の利用に資するとともに、好ましい読書環境づくりを進めます。
- ウ 学校応援団等、読書活動に協力いただける地域のボランティアの活用を進めます。

※10 司書教諭：学校図書館法に基づき平成15年度以降、12学級以上の小・中学校に配置されることになりました。司書教諭は学校図書館の運営・活用の中心的な役割を担います。

（４）読書活動に支援の必要な子どもたちのための諸条件の整備

【現状と課題】

読書活動に支援の必要な子どもについては、障害の程度や発達段階に応じた読書活動ができるよう、個々の子どもに適した方法と資料で、担当教員や学校読書活動支援員による読書活動の支援が行われています。

学校図書館では、大型絵本や紙芝居などの資料が用意されていますが、必ずしも十分とは言えるものではありません。

【施策の方向】

読書活動に支援の必要な子どもたちが、障害の種類や程度、発達段階に応じた読書活動が十分にできるような、適切な図書を整備します。

また、特別支援学級における読書活動の啓発を進めます。

【具体的な施策】

- ア 個々の子どもに適した、きめ細かな指導のための資料整備に努めます。

第3章 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報

【現状と課題】

図書館では、子ども読書の日（4月23日）にちなみ、「子ども読書の日記念事業」として、図書館まつりを開催し、おはなし会や人形劇等の催しを行っています。また、「子ども読書の日」にちなんだ企画展示等を実施しています。

小・中学校では、読書集会、読み聞かせ、朝の読書、担任や学校図書館担当教諭等による本の紹介、読書月間、学校図書館での特別展示などの多彩な取り組みを展開しています。

子どもの読書活動については、通年で取り組むべきなのはもちろんですが、子ども読書の日は、子どもの読書の大切さについて啓発するよい契機であり、このような取り組みを一層充実させていくことは意義のあることです。

【施策の方向】

「子ども読書の日」に関し、すでに実施している学校の取り組みを紹介しながら多くの小・中学校に行動が広がるよう努めます。

また、図書館で「子ども読書の日」にちなんだ催し等を企画し、広報さかどや図書館だより等を通じて、子どもの読書活動推進に関する啓発・広報を進めていきます。

【具体的な施策】

- ア 図書館や学校等で「子ども読書の日」を中心とした催しや様々な企画をさらに推進します。またそれを広くPRします。
- イ 広報さかどや図書館だより、図書館のホームページに、子ども読書活動の大切さに関する啓発記事を掲載し、図書情報やイベント情報を発信します。
- ウ 図書館のホームページに親しみやすいページを開設し、子どもの読書環境について考えるきっかけとなるよう、子どもに限らず全世代に向けて魅力ある図書や行事などの紹介を行います。

2 優良な図書の普及

【現状と課題】

埼玉県で作成された「埼玉県推奨図書」等の優良図書を図書館で展示しています。小・中学校では推薦図書リストや学校だよりなどで子どもたちや保護者に向けて図書を紹介しています。また、図書館が作成したブックリスト「あかちゃんといっしょに」は、0歳から2歳までの乳幼児を対象に、「絵本だーい好き」は、3歳から5歳までの幼児を対象に絵本を紹介しています。

【施策の方向】

「埼玉県推奨図書」については、今後も展示やリストの配布などで理解と関心が高まるよう普及に努めます。

ブックリスト「あかちゃんといっしょに」「絵本だーい好き」は、定期的に内容を見直しながら作成・配布を継続していきます。

【具体的な施策】

- ア 図書館や学校図書館において、優良図書等のリストの配布や新着図書やおすすめ図書の紹介、図書の展示を充実させます。
- イ 乳幼児および幼児向けだけでなく、小学校低学年から高学年および中高生向けブックリストの作成を順次計画します。

第4章 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

【現状と課題】

学校教育や社会教育、家庭教育関係者等を構成員とする坂戸市立図書館協議会（以下、「図書館協議会」）において、子どもの読書活動の推進に向けた協議が行われています。

【施策の方向】

本計画を効率的かつ効果的に推進するために、図書館協議会において協議していきます。

【具体的な施策】

- ア 子どもの読書活動推進の実践については、毎年度、事業実施状況調査表を図書館協議会に提出し、進捗状況について協議し、翌年度以降に

反映します。

イ 計画推進にあたっては、利用者や子どもへのアンケートなどを計画的に実施し、現状把握に努めます。

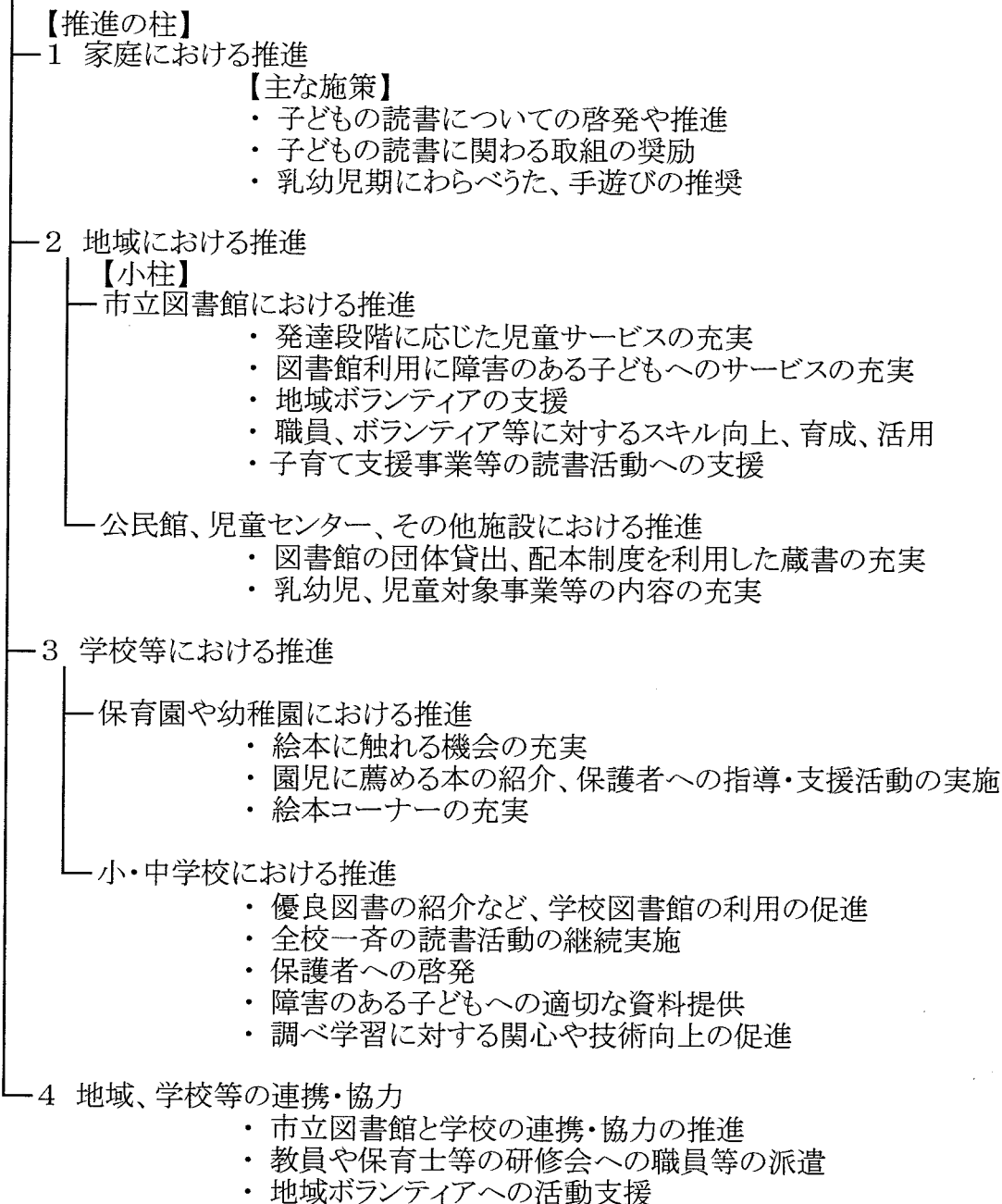
ウ 関係機関との意見交換の場を設けます。

第3部 資料

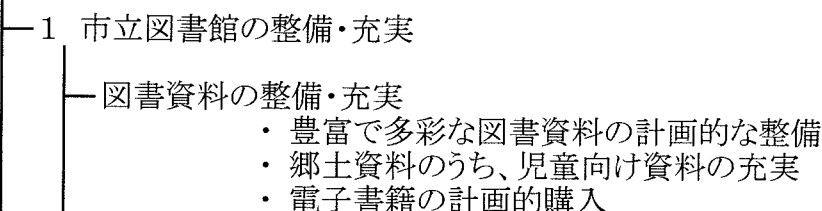
1 坂戸市子ども読書活動推進計画の体系

【基本の方針】

1 家庭、地域、学校等における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実



2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実



- 設備等の整備・充実
 - ・ 新着コーナーやテーマ別展示の充実
 - ・ 安全で快適な施設の維持
- 職員の充実
 - ・ 司書の適切な配置
 - ・ 職員の業務に関する専門的な知識・技術の向上
- 読書活動に支援の必要な子どもたちのための諸条件の整備
 - ・ 県立坂戸ろう学園との連携・協力の推進
 - ・ 障害者サービスの向上
- 2 学校図書館の整備・充実
 - 図書資料の整備・充実
 - ・ 「学校図書館ガイドライン」に基づいた図書資料の整備
 - ・ 既刊書の買い替えの推進
 - 設備等の整備・充実
 - ・ 学校図書館の整備・充実の推進
 - ・ 学校図書館システムを活用した学校図書運営の推進
 - 学校図書館担当教諭等の充実
 - ・ 学校図書館担当教諭を中心とした推進体制の確立
 - ・ 学校読書活動支援員の適正配置の推進
 - 読書活動に支援の必要な子どもたちのための諸条件の整備
 - ・ きめ細かな指導のための資料整備
- 3 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進
 - 1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報
 - ・ 「子ども読書の日」を中心とした取り組みの推進
 - ・ 坂戸市広報・ホームページ等による啓発・広報
 - 2 優良な図書の普及
 - ・ 埼玉県推薦図書リストの配布や新着本の紹介の充実
 - ・ ブックリストの作成・拡充
- 4 子どもが読書に親しむための推進体制の整備
 - ・ 子ども読書活動推進計画の進捗状況の把握
 - ・ 図書館協議会での協議
 - ・ 関係機関との意見交換の場の設置

第4次坂戸市子ども読書活動推進計画

令和3年3月

坂戸市立図書館

坂戸市仲町1-23

電話049-281-6369